

新宿区総合計画 素案

(1) 新宿区総合計画の概要

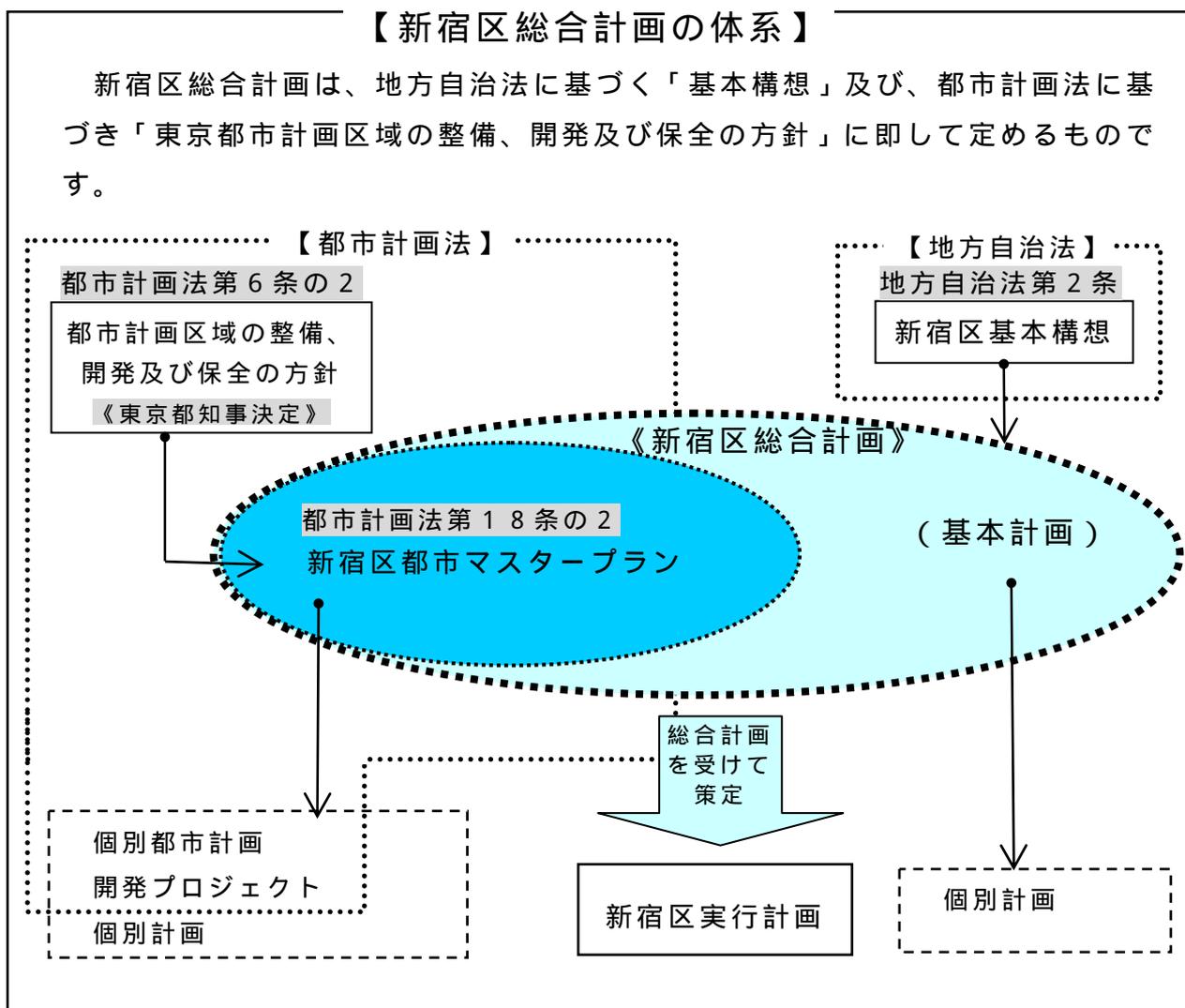
計画の目的

新宿区総合計画は、地方自治法第2条に基づく「新宿区基本構想」で示される「めざすまちの姿」を実現するためのまちづくりと、そのまちづくりを推進し下支えする区政運営の方向性を示すものです。

計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、これまで定めてきた「基本計画」と、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」との性格を併せもち、これらを一体的な計画として策定するものです。

また、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。



計画の役割

新宿区は、この総合計画のもと、区民等の参画と協働を得て、新宿区の施策を計画的に執行していきます。総合計画の主な役割は、次のとおりです。

基本構想で掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針

区民等と区政とが協働してまちづくりを進めていくための指針

新宿区が定める個別計画を総合的に調整する指針

都市計画など、都市整備に関する計画の作成にあたっての総合的な指針

計画の期間

平成20年度(2008年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)までの10年間を、新宿区総合計画の期間とします。都市計画に関する基本的な方針については、概ね20年後を展望して、めざす都市の骨格やまちづくり方針を示しています。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の構成

総合計画は、「まちづくり編」と「区政運営編」で構成しています。

「まちづくり編」は、基本構想の「まちづくりの基本目標」を受け、まちづくりの方向性を示します。

「区政運営編」は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示します。

計画の体系表

下図の は、都市マスタープランの部分を示しています。

